

年金生活者支援給付金の請求について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、消費税率引き上げ分を活用し、年金に上乘せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要ですので、次のように手続きをお願いします。

☎日本年金機構高梁年金事務所 ☎21・0570 / 市民課 ☎21・0252

労働保険の年度更新

労働者を雇用している事業者は、労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新を、7月12日(月)までに行う必要があります。

労働保険の申告・納付は、岡山労働局(岡山市)か労働基準監督署(岡山市・倉敷市)、または金融機関で行うことができます。また、総務省が運営する行政ポータルサイト「e-Gov」を利用して電子申請を行うこともできますので、ぜひご利用ください。

年度更新申告書の書き方や申告・納付の方法、年度更新申告書の書き方などについて、詳しくは厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。



厚生労働省ウェブサイト



e-Gov ポータル

☎労働保険年度更新コールセンター
0800・555・6780
(開設は7月16日(金)まで)

支給要件(各給付金の支給要件をそれぞれ全て満たしている人が対象)

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

- ① 65 歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求する人の世帯全員の市税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が 87 万 9900 円以下

障害年金生活者支援給付金

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「462 万 1000 円 + 扶養親族の数 × 38 万円」以下

遺族年金生活者支援給付金

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「462 万 1000 円 + 扶養親族の数 × 38 万円」以下

※令和3年10月から前年の所得基準額が変更されます。

請求手続きの流れ

- ① 年金生活者支援給付金請求書に必要事項を記入して、年金事務所に提出する(郵送も可)。請求書は年金事務所、市民課、各地域局に備えています。これから年金を請求する人は、年金の請求書と一緒に提出してください。
- ② 審査結果の通知が日本年金機構から届く。
※年金の請求書と併せて提出した場合、審査結果は年金証書送付後に送ります。
- ③ 給付金が支払われる月の上旬に日本年金機構から振込通知書が届く。
- ④ 通知書に記載のある給付額が支給される。

※給付金の支払いは、原則、2カ月分を翌々月中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途支払われます。(例：6月～7月分を8月中旬の年金支払日に振り込み)
※原則、請求した月の翌月分からの支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。